

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百九十七号

次の者は児童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により昭和二十四年八月三十一日保母の資格を有する者であることを証明した。

昭和二十四年九月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

米子市	村上	照子	植田	京子
岩美郡	蓬來喜代子			
西伯郡	松本しづ子	西村	八重	古志 咲子

### ◇鳥取縣告示第四百九十八号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公

昭和二十四年九月十三日 火曜日  
第二千四百十五号

本書ノ大キサハ國定規格 A5判

認出荷機関として登録した。

昭和二十四年九月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 東伯郡宇野村一六三一番地

宇野漁業協同組合

組合長理事 藏本 一久

二、同 種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、同 番号 第貳拾八号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、營業所又は事業場の位置

東伯郡宇野村一六三一番地

宇野漁業協同組合

### ◇鳥取縣告示第四百九十九号

昭和二十四年八月鳥取縣告示第四六三号（昭和二十四年

00076

度秋期保健婦、助産婦、看護婦試験) 中試験場を次のように変更する。

昭和二十四年九月十三日

種別	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	変更後の場所	鳥取市本町一丁目
	変更前の場所	鳥取市西町	鳥取縣立鳥取図書館講堂

助産婦学 鳥取市本町二丁目(郵便局隣) 鳥取中央保健所  
 看護婦試験 同 右 鳥取市本町一丁目 鳥取縣中央病院

鳥取縣告示第五百号

薪炭規格規程(昭和二十二年農林省告示第五百二十二号)

第三條の二第一項及び同條同項備考三の規定に基いて鋸屑粉炭の正味量目及び俵の小口当てにつき次のように定め、昭和二十四年九月十六日から施行する。

昭和二十四年九月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 鋸屑粉炭の正味量目。  
三〇疋とする。

二 俵の小口当て。  
 材料は、潤葉樹の元口最大径五分以内の枝條で充分乾燥し、且つ樹葉の附着しないものとする。但し木炭粉及び鋸屑粉炭を包装する場合は、この限りでない。

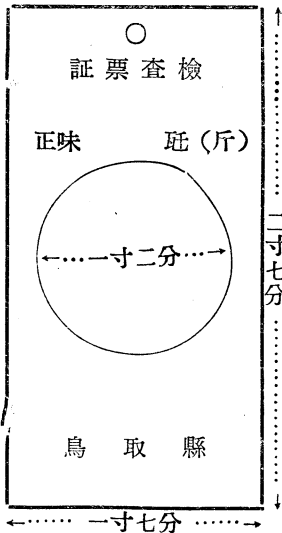
鳥取縣告示第五百一号

昭和二十三年鳥取縣告示第五百四十五号の一部を次のように改め、昭和二十四年九月十六日から施行する。

昭和二十四年九月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

四 荷 票



00077

別種名	白炭	黒炭	呼炭	栗炭、松炭、木炭粉、鋸屑粉
	かし、なら、くぬぎ		雑	炭、木炭の不合格品、ガス用薪、木ろう、はぜの実
紙質	厚紙	厚紙	厚紙	紙
文字	白色	白色	黒色	白色
紙色	赤色	あじ色	白色	白色

裏

生産者	
氏名	住所
	郡市 村町

五木札

紙色 白色  
文字 黒色

六寸五分

二寸

荷票貼付箇所	
生産者 住所	郡市 村町

正 誤

鳥取縣公報第二千四十号五頁上段三行「鳥取縣公有林野分收造林整備委員会規程案」は「鳥取縣公有林野分收造林整備委員会規程」の誤につき正誤する。